

福岡県公報

平成22年4月30日
第3105号

目次

告示(第756号-第763号)

| | | | |
|-------------------------------|---------------|-------|----|
| 生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | | 1 |
| 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (保護・援護課) | | 1 |
| 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 | (保護・援護課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更 | (保護・援護課) | | 2 |
| 農業振興地域の区域の変更 | (農山漁村振興課) | | 3 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | | 5 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | | 5 |
| 公 告 | | | |
| 地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 | (労働政策課) | | 5 |
| 福岡県介護保険広域連合規約の変更 | (市町村支援課) | | 5 |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (公園街路課) | | 5 |
| 人事委員会 | | | |
| 平成22年度福岡県職員採用(類・類・類・経験者)試験の施行 | (人事委員会事務局任用課) | | 6 |
| 平成22年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施 | (人事委員会事務局任用課) | | 8 |
| 公安委員会 | | | |
| 警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活安全総務課) | | 10 |

警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課)11

告 示

福岡県告示第756号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|------------------|--------------------|--------|
| 粕生341 | たかさき脳神経外科クリニック | 糟屋郡篠栗町大字尾仲101-2 | 22・4・1 |
| 粕生340 | 志免総合診療所 | 糟屋郡志免町志免4丁目22-11 | 22・3・1 |
| み生29 | 村上整形外科スポーツクリニック | みやま市高田町江浦280-1 | 22・4・1 |
| 田生174 | しらかわクリニック | 田川市大字奈良261-1 | 22・4・1 |
| 宗遠生3 | こうけつ眼科医院 | 遠賀郡水巻町吉田東2丁目13-15 | 22・3・1 |
| み生歯19 | やすまる歯科診療所 | みやま市山川町尾野字長良1900-1 | 22・4・1 |
| 粕生薬136 | タカラ薬局 桜丘 | 糟屋郡志免町桜丘2丁目10-1 | 22・3・1 |
| 粕生薬137 | ハート薬局 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1 | 22・4・1 |
| 田生薬75 | たんぼば薬局 | 田川市大字奈良261-3 | 22・4・1 |
| 春生訪3 | 訪問看護ステーション あおいそら | 春日市紅葉ヶ丘東1丁目86番地 | 22・3・1 |

福岡県告示第757号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|------------------|---------|
| 粕生315 | 志免総合診療所 | 糟屋郡志免町志免4丁目22-11 | 22・2・28 |
| 八女生64 | 医療法人木附内科医院 | 八女市本村374-9 | 22・3・31 |
| 北生歯65 | 安武歯科医院 | 糟屋郡新宮町大字下府1623-5 | 22・3・31 |
| 粕生歯25 | 志免総合診療所（歯科） | 糟屋郡志免町志免4丁目22-11 | 22・2・28 |
| 像生歯7 | 井上歯科医院 | 宗像市田熊1丁目3-32 | 22・4・1 |

福岡県告示第758号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 旧 名 称 | 新 名 称 | 所 在 地 | 変更年月日 |
|-------|----------|-------------|-----------------|--------|
| 粕生178 | 片井整形外科病院 | 片井整形外科・内科病院 | 糟屋郡粕屋町大字大隈132-1 | 22・3・8 |

福岡県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 指定年月日 |
|--------|----------------------|---------------------|---------|
| 大生マ7 | 後藤幸雄（保険訪問マッサージ 陽だまり） | 大牟田市大字宮崎2996-6 | 22・3・12 |
| 筑生マ223 | 山内隆憲（らくだ鍼灸院 久留米出張所） | 筑後市大字熊野201-11 | 22・2・22 |
| 京生マ23 | 小田菊男（小麦マッサージ院） | 京都郡苅田町若久町2丁目1-6-203 | 22・3・24 |
| 直生柔23 | 早川翔太郎（ひまわり整骨院） | 直方市湯野原2丁目13-25 | 22・4・1 |
| 像生柔32 | 中島 聡（なかし接骨院） | 宗像市日の里1丁目22-7 | 22・3・17 |
| 像生柔33 | 田中 勝（コスモスはりきゅう整骨院） | 宗像市三郎丸2丁目1-21 | 22・3・29 |
| 粕生柔55 | 藤野俊彦（ふじの整骨院） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲415-7 | 22・2・19 |
| 嘉鞍生柔1 | 松尾博設（まつお鍼灸整骨院） | 鞍手郡鞍手町大字中山2341-1 | 22・3・9 |

福岡県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|--------------------|---------------|---------------|---------|
| 行生柔15 | 津留孝昭（つるたか整骨院） | 行橋市北泉2丁目15番5号 | 行橋市神田町2番12号 | 22・3・2 |
| 像生柔27 | 吉村靖夫（コスモスはりきゅう整骨院） | 宗像市土穴1丁目1-7 | 宗像市三郎丸2丁目1-21 | 22・3・29 |

福岡県告示第761号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した宗像農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 農業振興地域名

宗像地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

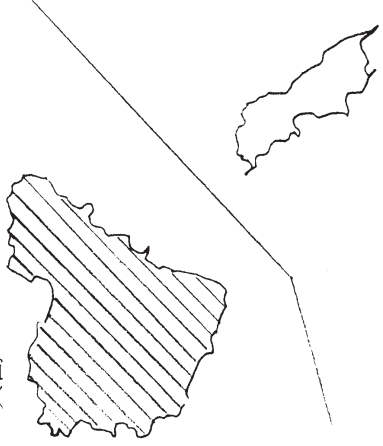
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

宗像農業振興地域の区域を表示した図面 (宗像市)

沖之島



大島



| | | |
|---|-----------|--|
| 凡 | 行政区域 | |
| 例 | 農業振興地域の区域 | |
| | 今回除外する区域 | |



福岡県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線

福岡都市計画道路事業3・3・99号吉塚駅前線

3 事業施行期間

平成22年4月30日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区千代四丁目並びに東区馬出二丁目及び三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第763号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業3・3・192号海の中道アイランド線

福岡都市計画道路事業3・3・40号海の中道海浜公園線

3 事業施行期間

平成22年4月30日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

福岡市東区大字奈多字雁ノ巣、字裏附及び字小瀬抜

公 告

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第4項の規定に基づき、福岡県行橋雇用開発促進地域雇用開発計画、福岡県中間遠賀雇用開発促進地域雇用開発計画、福岡県筑後雇用開発促進地域雇用開発計画及び福岡県筑豊雇用開発促進地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻生 渡

計画期間に関する事項

各計画が厚生労働大臣の同意を得た日から、平成22年9月までとする。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成22年4月1日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻生 渡

公告

福岡県屋外広告物条例第4条第1項第7号及び同条例第5条第1項第9号の規定に基

づく地域の指定について、次のとおり意見を募集します。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成22年4月30日から平成22年5月29日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

人事委員会

公告

福岡県職員採用（ 類・ 類・ 類・経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成22年4月30日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

平成22年度福岡県職員採用試験

| 回数 | 種類 | 試験区分 | 受験資格 | | 試験日 | 試験種目 | 試験地 | 合格者発表 | | 受付期間 | 試験の特例等 | 申込用紙等の配布場所 | 試験の申込先 | その他 | |
|-------|--------|-------------------------|---|---|-------|------------------------------|----------------------------------|------------|-------|-------|---|--|--|-------------|--|
| | | | | | | | | 発表日 | 発表の方法 | | | | | | |
| 第151回 | Ⅰ類 | 行政学校児童福祉土木機械化学農業土木畜産獣医師 | 年齢 | 獣医師 | 第1次 | 6月27日 | 行政は教養試験専門試験アピール論文試験上記以外は教養試験専門試験 | 福岡市 東京都 | 第1次 | 7月中旬 | ①持参又は郵送の場合は、平成22年5月24日から平成22年6月4日まで。 なお、郵送による申込みは平成22年6月4日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成22年5月24日から平成22年6月1日まで。 | Ⅰ類行政、Ⅱ類行政事務及びⅢ類一般事務については、点字による試験(試験地は福岡市に限る。)及び文字による試験を実施する。 | 福岡県人事委員会事務局 福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所(博多、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米) ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所(博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米) ・保健福祉環境事務所(宗像・遠賀、南筑後) ・保健福祉事務所(糸島) ・農林事務所(福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋) ・県土整備事務所(福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂) | 福岡県人事委員会事務局 | この場合は福岡県人事委員会事務局にこの試験の詳細については、別に案内を交付する。 |
| | | | | 上記以外 | | | | | 第2次 | | | | | | |
| | 資格・免許 | 獣医師 薬剤師 児童福祉 | それぞれの免許を有する者又は平成23年5月までに免許を取得する見込みの者 児童福祉司の任用資格を有する者又は平成23年3月までに資格を取得する見込みの者 | 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 | 福岡市 | 最終 | 8月下旬 | | | | | | | | |
| | Ⅱ類 | 農業 | 昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 | 第1次 | 9月5日 | 福岡市 東京都 | 第1次 | 10月中旬 | | | | | | | |
| 第152回 | Ⅱ類 | 民間企業等職務経験者 | 行政 | 昭和50年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者で、平成22年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者 | 第1次 | 9月5日 | 教養試験 論文試験 | 福岡市 東京都 | 第1次 | 10月中旬 | ①持参又は郵送の場合は、平成22年7月20日から平成22年7月30日まで。 なお、郵送による申込みは平成22年7月30日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成22年7月20日から平成22年7月27日まで。 | ⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。 | | | |
| | | | | 第2次 | 11月上旬 | 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 | 福岡市 | 最終 | 11月下旬 | | | | | | |
| 第153回 | Ⅱ類 | 行政事務警察事務 | 年齢 | 全区分 | 第1次 | 9月26日 | 教養試験 専門試験 | 福岡市 | 第1次 | 10月上旬 | ①持参又は郵送の場合は、平成22年8月16日から平成22年8月27日まで。 なお、郵送による申込みは平成22年8月27日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成22年8月16日から平成22年8月24日まで。 | | | | |
| | | | | 栄養士 | | | | | 第2次 | | | | | 10月中旬～ | 最終 |
| | 資格・免許 | 栄養士 | 栄養士の免許を有する者又は平成23年5月までに免許を取得する見込みの者 | 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 | 福岡市 | 最終 | 11月下旬 | | | | | | | | |
| | Ⅲ類 | 一般事務警察事務 | 昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。) | 第1次 | 9月26日 | 土木は教養試験専門試験上記以外は教養試験 | 福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市 | 第1次 | 10月上旬 | | | | | | |
| 第2次 | 10月中旬～ | 最終 | 11月下旬 | | | | | | | | | | | | |

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。ただし、Ⅱ類栄養士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。
(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業することその他人事委員会が認めるものをいう。なお、現に福岡県職員(臨時的任用職員を除く。)である者はこの試験を受験することができない。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成22年4月30日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

平成22年度福岡県職員採用選考試験（前期）

| 職種・区分 | 職務内容 | 採用時勤務予定場所 | 受験資格 | | | 試験日 | 選考種目 | 試験地 | 合格者発表 | | 受付期間 | 申込用紙等の配布場所 | 試験の申込先 | その他 |
|-----------|--|-------------------|--|---|--|--|---|--|-------|-----------|--|-------------|--|-----|
| | | | ① | ② | ③ | | | | 発表日 | 発表の方法 | | | | |
| 生物 | 公衆衛生上重要な、新型インフルエンザをはじめとするウイルス感染症の試験及び研究 | 保健環境研究所等 | 微生物（ウイルス）学、分子生物学、免疫学、遺伝子工学に関する学科 | 大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めた者若しくは平成23年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者 | ①昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 ②昭和62年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めた者又は平成23年3月までに修了見込みの者 | 日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であるが、永住者として現住している者 | | 福岡県庁舎行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局に合格者の受験番号を掲示する。合格者には書面で通知する。 | 第1次 | 7月中旬 | ①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） | 福岡県人事委員会事務局 | この試験の問い合わせは福岡県庁、人事委員会、人事事務局に行うこと。試験の詳細については、試験案内を参照する。 | |
| 研究職員 | 機械A（金型設計・加工技術） 機械A（CAE技術） | 工業技術センター（機械電子研究所） | CAD、CAM、精密加工、研削加工、精密測定、機械力学及び材料力学に関する学科 材料強度、構造力学、熱力学、塑性加工、機械力学及び材料力学に関する学科 | | | | 心理判定員は教養試験専門試験論文試験 | 福岡市 東京都 | 第1次 | 7月中旬 | | | | |
| 心理判定員 | 心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務 | 児童相談所等 | | 大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは平成23年3月までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者 | ①昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 ②平成元年4月2日以降に生まれた者であって、大学において左に掲げる学科等を修めて卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者 | 日本国籍を有する者 | | | 第2次 | 7月下旬～8月中旬 | | | | |
| 児童自立支援専門員 | 児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務 | 福岡学園 | | 児童福祉施設最低基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成23年3月までに資格を取得する見込みの者 | 昭和50年4月2日以降に生まれた者 | 日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であるが、永住者として現住している者 | 心理判定員は論文試験 人物検査 資格調査 職業指導員は実技試験 人物検査 資格調査 上記以外は人物試験 身体検査 資格調査 | 職業指導員は福岡県上記以外福岡市 | 最終 | 8月下旬 | | | | |
| 職業指導員 | 自動車整備士の養成施設としての自動車の構造、整備法、検査法及び故障探求等に関する職業訓練指導 | 県立高等技術専門学校 | | 職業能力開発促進法第28条による当該科の職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 | 昭和50年4月2日以降に生まれた者 | 日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であるが、永住者として現住している者 | | | | | | | | |

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 (注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものを、「大学」とは学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）その他人事委員会が認めるものをいう。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第128号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年4月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、実施時間及び実施場所

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|--------------|-------------------------------------|
| 平成22年8月4日（水） | 午前9時から午後6時まで | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |
| 平成22年8月5日（木） | | |

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成22年7月12日（月）から同年7月14日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- ㊧ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- ㊨ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- ㊧ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- ㊨ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第129号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成22年4月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 平成22年6月23日（水）から同年6月30日（水）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 平成22年6月28日（月）から同年6月30日（水）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
20名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成22年5月31日（月）から同年6月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に

係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みの際は、事前に購入しておくこと。